

# 山梨県公報

第二千七百九十三号

平成三十年

五月二十四日

木曜日

## 目次

○保安林の指定の予定(二件).....	二四一
○道路の区域変更.....	二四一
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	二四二
○随意契約の相手方の決定について.....	二四二
その他	
○一般競争入札について.....	二四二

## 告 示

### 山梨県告示第百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年五月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 保安林の所在場所 韮崎市旭町上條南割字鳥居平三三三八の一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳥居平三三三八の一(次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年五月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 保安林の所在場所 北杜市白州町大武川字前山四二〇の一、四二〇の三、五二三、五二四、五二九
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字前山四二〇の一・四二〇の三・五二三・五二四・五二九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩平窪平線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二二四番一 地先から 山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二二四番一 一先まで	一二・五 三〇・九	一四・〇 三二・二	七五・五	七五・五

# 公 告

## ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成三十年五月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人オールWIN

2 代表者の氏名 中込潤一

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市境四百三十五番地一

4 定款に記載された目的 この法人は、社会的弱者に対して、各々の能力を活用した事業を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年五月十六日から同年六月十六日まで

## ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

- (一) 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県県土整備部治水課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年四月一日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 日本電気株式会社
- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千八百一十六万八千八百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

## そ の 他

### ● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成三十年五月二十四日

富士山有料道路管理事務所長 保 坂 新一

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 富士山有料道路四合目発電機改修工事

2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山四合目地内

3 工事概要 発電機撤去・据付二台及びダクト・配管工一式

4 工期 平成三十年六月十四日から同年十一月三十日まで

5 予定価格 千三百二十万八千四百円

二 入札参加資格申請の受付期間 平成三十年五月三十一日（木）から同年六月六日（水）までの山梨県の休日を含め（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subarune.jp/>